平成２６年
第１回市議会定例会　議案第２９号

函館市文化賞条例の一部改正について

函館市文化賞条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成２６年２月２７日提出

函館市長　工　藤　壽　樹

函館市文化賞条例の一部を改正する条例

函館市文化賞条例（昭和４１年函館市条例第２９号）の一部を次のように改正する。

第４条中「行なう」を「行う」に改め，同条に次のただし書を加える。

ただし，市長が特別の事情があると認めるときは，文化の日以外の日に行うことができる。

附　則

この条例は，公布の日から施行する。

（提案理由）

文化賞の授賞を文化の日以外の日に行うことができることとするため